

鶴岡市監査公告第18号

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

令和7年7月10日

鶴岡市監査委員 叶 野 明 美

鶴岡市監査委員 加 藤 鑛 一

記

- 1 準拠した基準 鶴岡市監査基準（令和2年4月1日施行）
- 2 監査の種類 財政援助団体等監査
- 3 監査の対象
 - （1）対象団体等 由良保育園運営委員会
指定管理施設 由良保育園
 - （2）監査の範囲 令和6年度会計に係る施設の管理及び事務の執行状況
- 4 監査の着眼点
監査委員が定めた「令和7年度定期監査の着眼点」に基づいて実施した。
- 5 監査の主な実施内容
提出された資料に基づいて関係書類を調査した。
- 6 監査の実施場所及び日程
 - （1）実施場所 監査委員事務局
 - （2）日程 監査期間 令和7年5月26日 ～ 6月6日
- 7 監査の結果
団体の関係帳票の記録整備、領収書等証拠書類の整理保存、出納事務等については概ね良好に処理されており、全般的に施設は適切に管理されているものと認められた。